

令和6年度 社会福祉法人射水福社会 業務継続計画

法人名	社会福祉法人射水福社会	種別	障害者総合支援施設
代表者	理事長 分家 静男	管理者	施設長 稲垣 宏
所在地	射水市七美 727	電話番号	0766-86-1126

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は大地震等の自然災害、感染症の蔓延等不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順などを示すことにより、

- ① 入所者・利用者の安全確保
 - ② サービスの継続
 - ③ 職員の安全確保 等
- を可能にすることを目的として作成する。

(2) 推進体制

- ① BCPは、リスクマネジメント委員会のメンバーにより推進することとし、下記の業務を行う。

ア 業務継続計画（BCP）の策定及び職員への研修計画の実施状況の把握並びにBCPの見直しを行うため、定期的に会議を開催する。

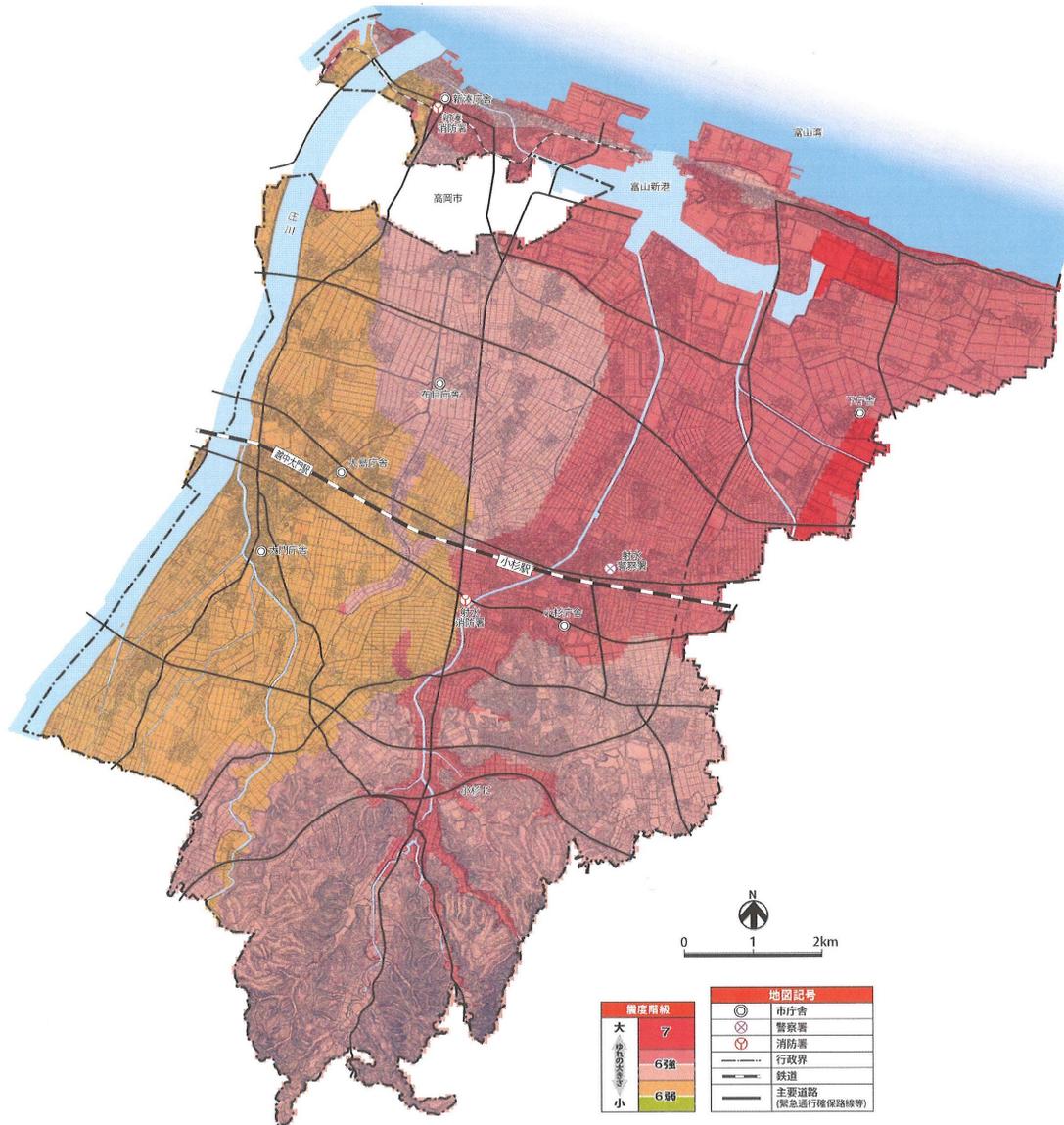
イ BCPに関する職員への研修・訓練を必要に応じて実施する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
責任者	施設長	稲垣 宏	委員会組織の統括 緊急対応に係る意思決定
副責任者	施設長代理	橋詰 通	責任者のサポート 委員会運営実務の統括
推進担当	課長	寺岡 栄一 梶谷 紀子 浦山 順生 明 隆之	各課職員への周知・見直し意見聴取・とりまとめ
設備備品担当	各事業所サービス管理責任者	寺岡 栄一 梶谷 紀子 浦山 順生 北川 昌一 片岡 真一 水口 満 朴木 雅人 塚本 智里	必要な設備・備品の検討、災害時に必要な日用品の備蓄
		栄養士 多胡 恵子	食料品の備蓄
総務担当	総務課長	澤野 美由紀	関係機関との連絡調整 災害情報の収集
医務（看護）担当	看護長	江口 優美子	災害時医療に関する情報収集、必要備品備蓄
事務担当		片岡 真一 水口 満 塚本 智里 滝 有正 小林 信貴	委員会運営に係る事務

(3) リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

射水市においては、呉羽山断層帯を震源とする地震及び直下の未確認の断層を震源とする地震を想定して地震防災マップが公表されており、2種類の地震がそれぞれ発生した際の最大震度を重ね合わせたものとしてゆれやすさマップが公表されている。それによれば、市の西部で震度6弱から6強、東部で震度6強から7の地震が発生する可能性があると考えられている。



呉羽山断層帯を震源とする地震：震度6弱から7が想定されている。呉羽山断層帯は、富山市八尾から富山市街を縦断し、富山湾に達している。この断層帯が今後30年以内に活動する確率は0～5%とされている。

直下型地震：射水市直下を震源として、震度6弱から6強が想定されている。直下型の地震は未確認の断層で発生するもので、全国どこでも発生する可能性がある。

(射水市ホームページより抜粋)

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業>

- (1) 入所事業
- (2) 通所（「さんが」含む）事業（被災当日のみ）
- (3) グループホーム事業（被災当日のみ）

<当面停止する事業>

- (1) 通所事業
- (2) グループホーム事業
- (3) 相談支援事業

② 優先する業務

優先事業のうち入所事業に係る必要な職員数は次のとおり

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
食事の介助 排泄介助 入浴介助 医療的ケア・与薬 洗濯・シャツ交換 等	男3人	男4人	男3人	男2人
	女3人	女4人	女3人	女2人

(5) 訓練

① 研修・訓練の実施

- ・年2回実施が求められている消火・避難訓練に合わせて年1回は研修を実施する。

②BCPの評価・見直し

- ・災害対策委員会は、職員から業務継続計画の改善すべき事項について、意見を聞くこととし、その内容を協議し、適宜、見直しを行うこととする。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

当苑の施設はすべて平成7年以降に建設された施設のため、耐震基準を満たしている。

② 設備の耐震措置

- ・居室、食堂、事務室等、入所者や利用者、職員が利用するスペースでは、設備や什器類の転倒・転落・破損防止等の措置を講じる。
- ・平常時から整理整頓に心がけ、高所に物を積み上げる等の転落のリスクがある状況を作りださない。
- ・消防用設備等の点検と設置場所の確認を定期的に行う。

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明器具	電気なしでも使えるランタン等の代替品を利用
情報機器（パソコン等）	復旧するまで利用不可
冷暖房機器（エアコン等）	灯油ストーブ・使い捨てカイロ・毛布等の代替品を利用
生活家電（冷蔵庫、洗濯機）	復旧するまで使用不可

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート
給湯設備	入浴は中止し、清拭

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

備蓄用の飲料水を利用する。

500mlペットボトル × 760本

2ℓ ペットボトル × 180本 を保存

② 生活用水

入所棟に設置されている貯水槽（約 14.5 トン）の水を使用できるが、極力節水に努める。

※タンク下のドレンポンプからポリ容器に貯水して各所で利用できるようにする。

食事については、使い捨て食器を利用

(5) 通信が麻痺した場合の対策

< 固定電話 >

施設内の一部の固定電話機は停電時も使用可能であるが、通話相手先等、広範囲の地域で被害が出ている場合は使用できないこともある。

< 携帯電話（スマートフォン） >

施設内が停電であっても、携帯電話の基地局に電源が供給されている状況であれば利用できる。

(6) システムが停止した場合の対策

施設内で停電が発生した場合は、システムは使えなくなるため、手書きによる書類作成など、柔軟な対応が必要。

なお、システムサーバには、停電時には5分程度で安全にシャットダウンする機能を有するとともに、その間の電源を供給するための無停電電源装置を備えているため、データは保護されている。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

①トイレ対策

【利用者】

- 1 非常用トイレセットや簡易トイレ、消臭固形剤を備蓄しておく。
- 2 電気・水道が止まった場合
 - (1) 速やかに簡易トイレを所定の場所に設置し、そちらを使用するよう案内する。
 - (2) 排泄物や使用済のオムツなどを保管する場所を決める。
 - (3) 汚物には、消臭固形剤を使用する。(燃えるゴミとして処理)

【職員】

- 1 利用者とは別に、職員用の非常用トイレセットや簡易トイレ、消臭固形剤を備蓄しておく。
- 2 電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の場所に設置する。
- 3 その他利用者に準ずる。

①汚物対策

- 1 排泄物などは、ビニール袋などに入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- 2 消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。また、定期的にリストの見直しを実施することとし、備蓄品によっては消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
ごはん	850 食	2029. 5	入所棟	
お粥	72 食	2027. 5	〃	
ビーフシチュー	340 食	2027. 5	〃	
ビーフカレー	340 食	2029. 5	〃	
フルーツドライみそ汁	570 食	2028. 3	〃	
つくねと野菜スープ	600 食	2027. 7	〃	
ポテトツナサラダ	333 食	2027. 5	〃	
あひじきと油あげの煮つけ	340 食	2026. 12	〃	
竹の子おかか煮	340 食	2026. 12	〃	
フルーツミックス	340 食	2026. 11	〃	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
今後、必要なものを検討し、計画的に備蓄する予定				

【備品】（今後必要に応じて計画的に備蓄する）

品名	数量	保管場所	備考
今後、必要なものを検討し、計画的に備蓄する予定			

（9）資金手当て

1	地震保険	損害保険ジャパン（株）	保険金額	94,000 千円
2	火災保険	損害保険ジャパン（株）	保険金額	2,110,770 千円
		Chubb 損害保険（株）	保険金額	120,000 千円（さんが分）
3	手許金	なし		

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

射水市において、震度6弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

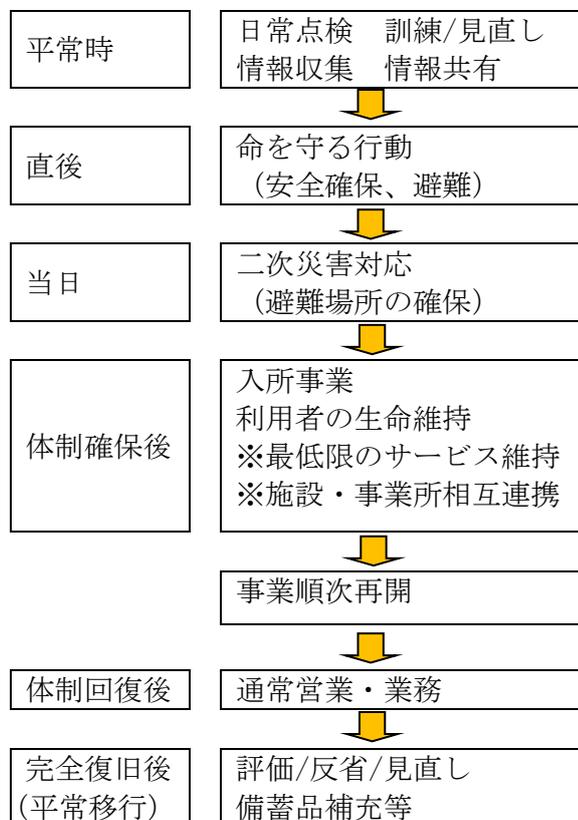
施設長が不在の場合は、次のとおりとする。

本部長	代替者①	代替者②
施設長	施設長代理	

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準は以下のとおりとする。

- ①自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確保
- ②二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③入所利用者の生命維持
- ④地域との連携、関係機関との連携
- ⑤情報発信



- 情報収集
- 支援体制確保(人員、物資等)
- 連携
 - ・施設・事業所間連携
 - ・行政連携
 - ・関係機関協力依頼
 - ・他法人連携
- 情報発信
 - ・利用者家族安否情報
 - ・施設・事業所情報

(3) 対応体制

B C P 発動時の対応体制は以下のとおり

	役 割	リーダー	サブ リーダー	備 考
本部長	全体統括、指揮	施設長	施設長代理	
情報連絡班	地震情報 被害状況の把握	総務課長	各課長	
救護班	負傷者の応急看 護	看護長	看護師	
総務班	資機材調達 備品管理	施設長代理	総務課長	
避難誘導班	避難誘導	各課長	各サビ管	

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点については、次の候補場所とする。

第1 候補場所	第2 候補場所	第3 候補場所
管理棟 1 階大会議室	管理棟 2 階	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認を以下のとおり行うこととし、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要に応じて医療機関へ搬送するものとする。

【安否確認ルール】

- ・施設内を巡回し、入所者及び通所者の安否を確認する。
- ・負傷者が居る場合、応急措置を行い、可能であれば医療機関へ搬送する。
- ・医療機関への搬送が不可能な場合、看護職員による応急措置を行う。

【医療機関への搬送方法】

- ・医療機関への搬送は、道路状況等を勘案し、救急車を要請もしくは、職員が搬送を行う。

② 職員の安否確認

【勤務時間内】

- ・職員の安否確認は、入所者等の安否確認と合わせて行い、施設長に報告する。

【勤務時間外】

- ・緊急連絡網により安否確認を行い、施設長に報告する。

(6) 職員の参集基準

勤務時間外に災害が発生した場合の参集基準は次のとおりとする。
 なお、事業所までの移動は、必ず無理せず、安全確保を優先とする。
 また、自宅が被災している場合等は、自身や家族の安全確保を優先とする。

行動基準	参集判断	参集人員	備考
施設周辺で震度4以上を記録	待機	副本部長（施設長代理）の判断により参集を要する職員に連絡を入れる。	
施設周辺で震度5強以上を記録	警戒参集	対策本部各サブリーダー以上	
施設周辺で震度6弱以上を記録	非常参集	連絡がなくても全職員参集	

(7) 施設内での避難場所・避難方法

震災発生時の避難場所は以下のとおりとする。

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	<七美> 管理棟前駐車場 <さんが> 施設内駐車場	<七美> 管理棟2階又は屋上 <さんが> 県立小杉高校
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態ごとにグループ分け（声掛け・見守り、一部介助、車椅子） ・利用者の状態に応じて、職員の誘導により避難場所へ移動 	

(8) 重要業務の継続

	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
	36名	60名	84名	108名
優先業務の基準	生命を守るため必要最低限	食事、排泄中心、その他は減少	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常
食事の回数	減少	減少	朝・昼・夕	ほぼ通常
食事の介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
排泄介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
入浴介助	一部清拭	一部清拭	清拭	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
洗濯	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
シーツ交換	使い捨て対応	使い捨て対応	使い捨て対応	ほぼ通常

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むようにする。

(9) 復旧対応

災害直後に、施設内外や設備等の破損の有無を確認し、発見した場合は速やかに業者へ修繕の依頼を行う。

特にライフラインに関係する設備は優先して復旧を行う。

業者連絡先一覧

業 務 内 容	業 者 名	連 絡 先
建物・設備の復旧	(株) 四方組 射水市作道685-2	0766-82-4181
設備の復旧 (電気)	(株) フジノ電設工業 射水市太閤山4-8-1	0766-56-3947
	(一財) 北陸電気保安協会 高岡地区本部 高岡市石瀬871-3	0766-23-8625
設備の復旧 (ガス)	射水エルピーガス事業協同組合 射水市中央町25-8	0766-82-3831
設備の復旧 (水道)	射水市上下水道部上水道工務課 射水市布目1	0766-84-9644
給排水設備の復旧	総合設備 宮島 射水市八幡町2-4-43	0766-84-0905
空調設備の復旧	(株) サプラ富山支社 富山市黒崎341-14	076-424-3955
	(株) テクノシステム 富山市二俣246	076-428-3511
通信機器の復旧	(株) ほくつう高岡支店 高岡市問屋町72-1	0766-23-1111
情報機器の復旧	北陸コンピュータ・サービス (株) 金沢市駅西本町2-7-21	076-233-8181

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

感染症が発生した場合に、職員を応援派遣するのと同様に、災害発生時に応援職員を派遣できる取り決めが必要

※感染症発生時における職員の派遣については、当苑も会員となっている富山県知的障害者福祉協会と富山県との間で、協定を締結している。

(2) 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

(3) 地域のネットワーク等の構築・参画

施設の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
太閤山病院 沖医師	0 7 6 6 - 5 6 - 5 4 6 0	嘱託医
皆川医院 村上医師	0 7 6 6 - 8 6 - 0 0 1 0	嘱託医
射水市民病院	0 7 6 6 - 8 2 - 8 1 0 0	協力医療機関

4. 連携対応

(1) 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

(2) 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

(3) 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

5. 地域貢献

(1) 被災時の職員の派遣

いみず苑の業務に支障を来さない限りにおいて、被災地に対して職員を派遣する。(R6.1.1 発生の能登半島地震の際に、被災施設に対して3名の職員派遣の実績あり)

今後、富山県災害派遣福祉チーム(富山県 DWAT)に登録することについて検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

射水市においては、災害発生時に、市指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等、特別な配慮を要する者を受け入れる避難所としていみず苑を指定している。(射水市とは、平成19年1月に「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定」を締結)

② 福祉避難所開設の事前準備

射水市作成の福祉避難所開設・運営マニュアルを理解しておくとともに、射水市と十分に連携しておく。